

昭和五十五年法務省令第四十三号

農業振興地域の整備に関する法律等による
不動産登記の手續に関する省令

農業振興地域の整備に関する法律による不動産
登記に関する政令（昭和五十五年政令第七十八
号）第三条の規定に基づき、この省令を制定す
る。

土地改良登記規則（平成十七年法務省令第二十
十号）第一条、第二条第三項、第十七条（第三
項を除く）、第十八条から第二十一条まで、第
二十四条及び第二十五条の規定は、農業振興地
域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五
十八号）第十三条の二第一項及び第二項、農住
組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第七条
第二項第三号、集落地域整備法（昭和六十二年
法律第六十三号）第十一条第一項並びに市民農
園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第五
条第一項の規定による交換分合に係る不動産の
登記について準用する。この場合において、農
住組合法第七条第二項第三号の規定による交換
分合について準用する場合を除き、同令中「申
請」、「申請人」及び「申請情報」とあるのは、
それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報と読み替え
るものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五九年一月五日法務省令
第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年二月二十八日法務省令
第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日
（平成十七年三月七日）から施行する。